

議第7号

令和5年度大和高田市休日診療所特別会計予算

令和5年度大和高田市の休日診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和5年3月3日提出

大和高田市長 堀内大造

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		31,502
	1. 外来収入	31,502
	その他検査等収入	0
2. 分担金及び負担金		28,128
	2. 負担金	28,128
3. 使用料及び手数料		100
	2. 手数料	100
	使用料	0
4. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
5. 繰入金		26,868
	1. 一般会計繰入金	26,868
6. 諸収入		1
	1. 市預金利子	1
7. 市債		1,400
	1. 市債	1,400
国庫支出金		0
	国庫補助金	0
歳 入 合 計		88,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		76,170
	1. 施設管理費	76,170
2. 医業費		6,068
	1. 医業費	6,068
3. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
4. 公債費		52
	1. 公債費	52
5. 諸支出金		5,209
	1. 繰出金	5,209
6. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		88,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健センター整備事業	千円 1,400	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	％ 3.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 にはその債権者と協定 するものによる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及び 償還期間を短縮し、又 は繰上償還もしくは低 利に借換えすることが できる。